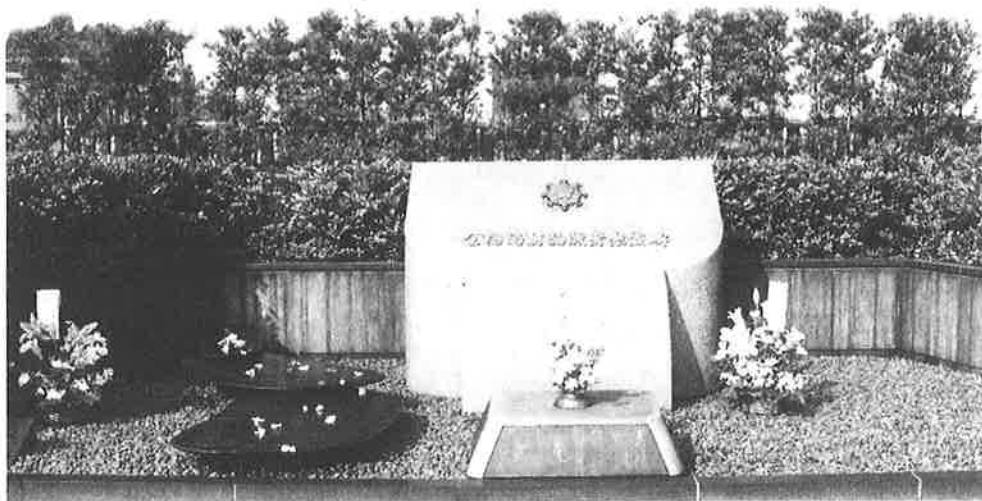


殉職者慰靈式助成金交付要綱

全国消防殉職者慰霊碑



碑名

全国消防殉職者慰霊碑

建立場所

東京都港区虎ノ門2丁目9番16号 日本消防会館（屋上）

建立年月日

昭和57年9月22日

沿革・由来

我が国の近代消防は、明治12年発足以来百余年を経過したが、その間、身を挺して消防防災活動に従事し、不幸にしてその職に殉ぜられた先達の崇高な消防精神を讃え、御霊を慰めるための慰霊碑建立の強い要望が、全国消防関係者の間から膨湃としてあがっていた。たまたま消防発足百年の記念事業の一つとして、全国消防職団員の殿堂である日本消防会館竣工を契機に、その屋上に本碑の建立をみたものであり、献花台は昭和60年9月の第4回慰霊祭時に設置したものである。

昭和57年9月22日、除幕式と第1回全国慰霊祭が行われ、以後、毎年秋（9月）に全国消防殉職者慰霊祭を行っている。

平成15年11月自治体消防55周年を記念して、三つの石波を表現したモニュメントを新設した。大会のスローガンでもある「愛」、「勇気」、「ちから」を三枚の石に表現し、消防活動で殉職された方々の御霊を常に鎮魂している。

管理

日本消防協会（全国消防殉職者遺族会）

殉職者慰霊式助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、日本消防協会が、福祉共済事業により殉職者に対する弔慰金及び弔慰救済金を遺族に交付するに際し、都道府県消防協会を支援して慰霊式を実施する場合に、その経費を助成金として交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(助成金額)

第2条 前条により殉職者慰霊式を実施した場合は、日本消防協会は都道府県消防協会に対し、その経費について100万円を限度として助成金を交付するものとする。

(殉職者慰霊式)

第3条 助成金交付の基準となる殉職者慰霊式の要領は、別紙のとおりとする。

(助成金対象経費)

第4条 助成金の対象経費は、次の経費とする。

- (1) 式場設営に係る経費 会場借上料、慰霊台設営費
- (2) 出席者の経費 出席者旅費、車両借上料
- (3) その他殉職者慰霊式の実施について必要と認める経費食料費、消耗品費

(助成金の申請)

第5条 助成金を受けようとする都道府県消防協会は、実施した経費について様式1及び2により助成金の交付申請を行うものとする。

(交付決定)

第6条 助成金の交付を決定したときは様式3により交付決定通知を行うものとし、様式4の受領書を徴するものとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長がこれを定める。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

平成 年 月 日

日本消防協会会長 殿

都道府県消防協会会長

殉職者慰霊式の助成金交付申請について

このことについて、殉職者慰霊式助成金交付要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり助成金の交付申請をいたします。

記

1 助成金申請額 _____円

2 慰霊式実施内容

実施日時	平成 年 月 日 午 時 分
実施場所	
参列人員	名 (地元消防団員 名)
実施経費	千円 (別添実績積算書)

3 振込口座

銀行名

口座番号

殉職者慰霊式助成金実績積算表

(単位：円)

項目	金額	積算内訳
1 旅費		都道府県消防協会分 地元消防団員分
2 借上料		会場借上料 車両借上料
3 設営費		慰霊台（献花を含む。）
4 食料費		弁当代 遺族懇談費
5 消耗品費		雑費
合計		

注 ・ 助成金交付決定額は、本表にもとづき実績積算された金額とする。
 なお、積算額が確認できる領収書等を添付すること。

参考

殉職者慰霊式助成金実績積算表（例）

項目	金額	積算内訳
1 旅費	390,000 円	都道府県消防協会分 15,000円×5名=75,000 円 地元消防団員分 6,300円×50名=315,000 円
2 借上料	145,000 円	会場借上料 大室 65,000 円 小室 30,000 円 車両借上料 50,000 円
3 設営費	220,000 円	慰霊台（献花を含む。） 220,000 円
4 食料費	204,000 円	弁当代 1,200円×70名=84,000 円 遺族懇談費 10,000円×12名=120,000 円
5 消耗品費	41,000 円	雑費 41,000 円
合計	1,000,000 円	

注 ・ 本表は100万円を限度額とした積算例であり、助成金交付決定額は、本表に基づき実績積算された金額とする。

なお、積算額が確認できる領収書等を添付すること。

平成 年 月 日

都道府県消防協会会長 殿

日本消防協会会長

殉職者慰霊式の助成金交付決定について

先に申請があったこのことについて、殉職者慰霊式助成金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり助成金の交付を決定いたします。

なお、助成金受領後別紙受領書を提出してください。

記

助成金交付決定額 _____ 円

受 領 書

金 円也

殉職者慰霊式助成金として、上記金額を受領いたしました。

平成 年 月 日

日本消防協会会長 殿

都道府県消防協会会長